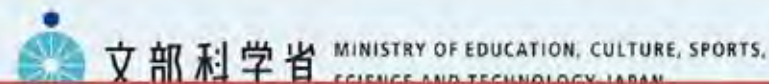


(全国薬物乱用対策推進地方本部全国会議)

# 薬物乱用防止教育の推進について

平成27年9月18日(金)

文部科学省スポーツ・青少年局学校健康教育課



# 薬物乱用対策の推進体制

内閣

犯罪対策関係会議

薬物乱用対策推進会議

議長 内閣府特命担当大臣（薬物乱用対策）

副議長 国家公安委員会委員長  
法務大臣  
財務大臣  
文部科学大臣  
厚生労働大臣  
国土交通大臣

構成員 総務大臣  
外務大臣  
経済産業大臣  
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

※平成20年12月閣議口頭了解により犯罪対策関係会議に統合、本部から会議となる

庶務

○内閣府政策統括官（共生社会政策担当）

警察庁、法務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、その他関係行政機関の協力を得て、内閣府において処理。

幹事会

内閣官房 内閣官房副長官補  
内閣広報官  
内閣府 政策統括官（共生社会政策担当）  
警察庁 生活安全局長  
刑事局長  
刑事局組織犯罪対策部長  
消費者庁 次長  
総務省 大臣官房総括審議官  
法務省 刑事局長

外務省 総合外交政策局長  
財務省 関税局長  
主計局長  
文部科学省 スポーツ・青少年局長  
厚生労働省 医薬食品局長  
経済産業省 製造産業局長  
国土交通省 総合政策局長  
海上保安庁 次長

薬物乱用対策推進地方本部（全都道府県設置）

- ・本部長 知事等
- ・本部長 都道府県職員（関係部局、教育委員会及び警察本部職員）
- ・本部長 国出先機関職員（入国管理局、税関、地方厚生局麻薬取締部、海上保安本部、保護観察所、少年鑑別所 等）

推進本部  
平成9年1月17日閣議決定  
平成12年12月26日一部改正  
平成17年12月27日一部改正  
平成18年4月28日一部改正  
平成19年10月9日一部改正  
推進会議  
平成20年12月26日閣議口頭了解

- 平成10年5月  
・薬物乱用防止五か年戦略
- 平成15年7月  
・薬物乱用防止新五か年戦略  
・薬物密輸入阻止のための緊急水際対策
- 平成20年8月  
・第三次薬物乱用防止五か年戦略
- 平成22年7月  
・薬物乱用防止戦略加速化プラン
- 平成24年8月  
・合法ハーブ等と称して販売される薬物に関する当面の乱用防止対策
- 平成25年8月  
・第四次薬物乱用防止五か年戦略
- 平成26年7月  
・危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策



# 薬物乱用防止教育の推進

## 第四次薬物乱用防止5か年戦略(H25.8 薬物乱用防止推進本部決定)

目標1 青少年、家庭及び地域社会に対する啓発強化と規範意識向上による薬物乱用未然防止の推進

(1)学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実強化

- 薬物乱用防止教育の内容及び指導方法の充実
- 薬物乱用防止教室の充実強化
- 学校と警察等関係機関・団体との連携強化
- 大学等の学生に対する薬物乱用防止のための啓発の推進

(2)有職・無職少年に対する啓発の推進

(3)家庭や地域における薬物根絶意識の醸成と

(4)広報啓発活動の強化

(5)関係機関による相談体制の充実

(6)合法ハーブ等と称して販売される薬物等、多様化する乱用薬物に関する啓発等の強化

目標2 薬物乱用者に対する治療・社会復帰支援及びその家族への支援の充実強化による再乱用防止の徹底

目標3 薬物密売組織の壊滅、末端乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化

目標4 水際対策の徹底による薬物の国内流入の阻止

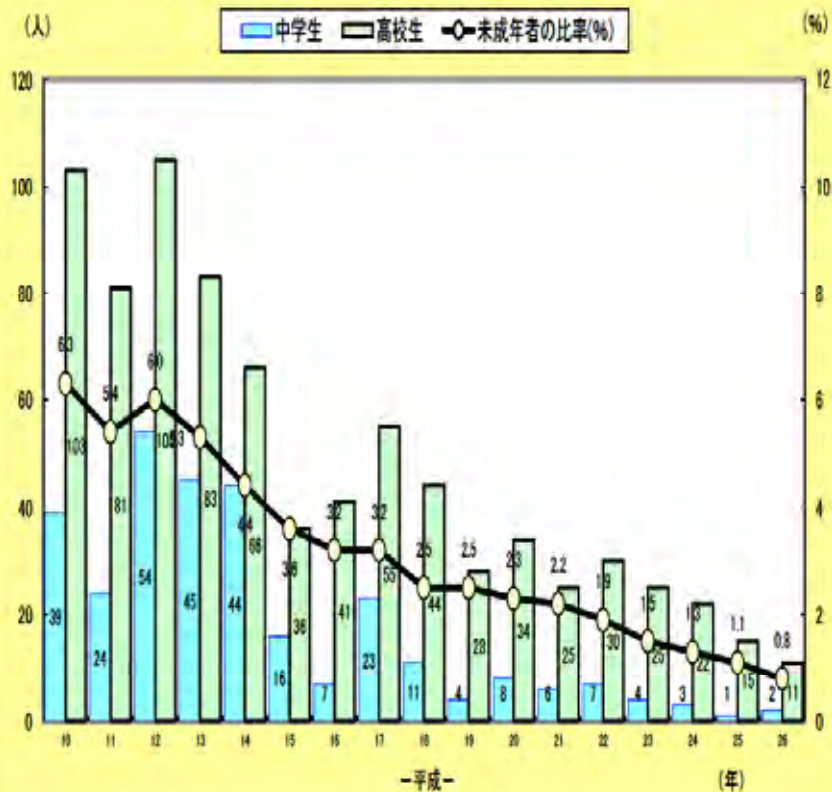
目標5 薬物密輸阻止に向けた国際的な連携・協力の推進



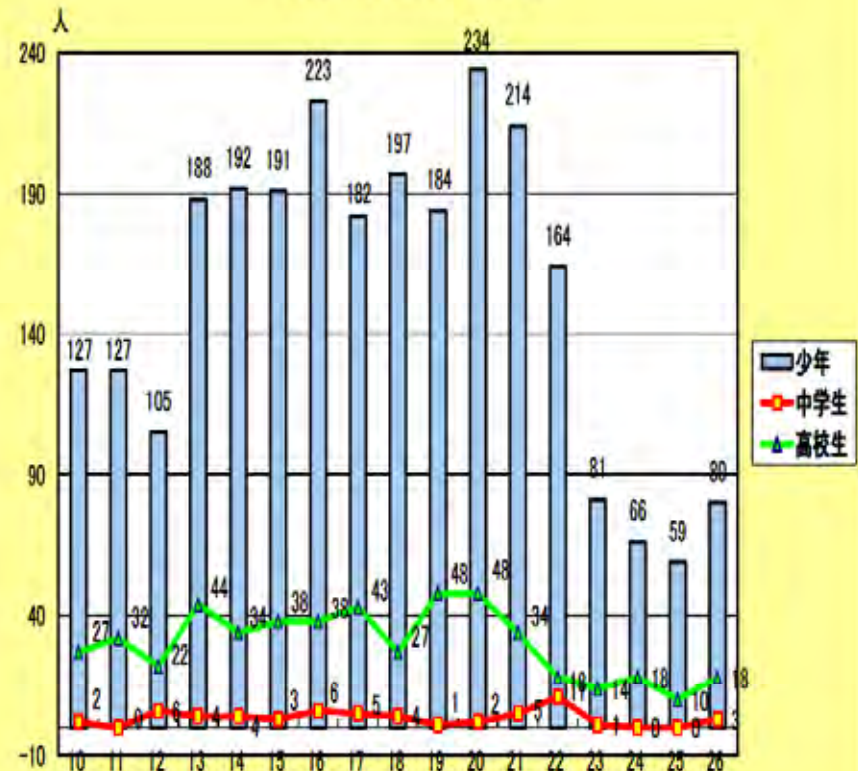
## 現状

青少年の覚せい剤事犯検挙者数は減少傾向にあるものの、近年我が国において増加傾向にある大麻事犯の検挙者数の約4割が未成年者及び20歳代の若者が中心であり、今後も青少年による薬物乱用の根絶及び薬物乱用を拒絶する意識の向上を図る必要がある。

### 中・高校生覚せい剤事犯検挙者数及び未成年者の比率



### 少年の大麻事犯検挙者年次別推移





# 薬物乱用防止教育に関する文部科学省の取組

## 1. 教育課程の改善

・小学校、中学校及び高等学校において、薬物乱用防止教育の充実のため、「体育」、「保健体育」、「道徳」、「特別活動」における指導に加え、「総合的な学習の時間」も活用しながら、学校の教育活動全体を通じて指導するよう周知。

・平成21年3月に改訂された高等学校指導要領「保健体育」において、麻薬、覚せい剤に加え、新たに大麻を扱うものとし、大麻の有害性・危険性に関する指導を充実。

### ○小学校学習指導要領(平成20年3月告示)第9節体育

- ・薬物乱用などの行為は、健康を損なう原因となること。
- ・薬物については、有機溶剤の心身への影響を中心に扱うものとする。また、覚せい剤等についても触れるものとする。

### ○中学校学習指導要領(平成20年3月告示)第7節保健体育

- ・薬物乱用などの行為は、心身に様々な影響を与え、健康を損なう原因となること。また、これらの行為には、個人の心理状態や人間関係、社会環境が影響することから、それぞれの要因に適切に対処する必要があること。
- ・薬物は、覚せい剤や大麻等を取り扱うものとする。

### ○高等学校学習指導要領(平成21年3月告示)第6節保健体育

- ・薬物乱用は、心身の健康や社会に深刻な影響を与えることから行ってはならないこと。それらの対策には、個人や社会環境への対策が必要であること。
- ・薬物乱用については、疾病との関連、社会への影響などについて総合的に取り扱い、薬物については、麻薬、覚せい剤、大麻等を扱うものとする。

